

## 指名停止措置一覧

国立研究開発法人産業技術総合研究所

法人名(法人番号)	住所	措置日	指名停止期間			措置期間	理由
三井住友海上火災保険株式会社 (法人番号:6010001008795)	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	R6.11.8	R6.11.8	～	R7.3.23	4.5か月	保険契約者・発注者が行った損害保険契約8件及び経済産業省の国家備蓄管理委託事業の受託者である独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構が行った損害保険契約に関し、令和6年10月31日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年9月19日15要領第39号)の別表第2第6号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
損害保険ジャパン株式会社 (法人番号:4011101023372)	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	R6.11.8	R6.11.8	～	R7.3.23	4.5か月	保険契約者・発注者が行った損害保険契約8件及び経済産業省の国家備蓄管理委託事業の受託者である独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構が行った損害保険契約に関し、令和6年10月31日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年9月19日15要領第39号)の別表第2第6号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
東京海上日動火災保険株式会社 (法人番号:2010001008824)	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	R6.11.8	R6.11.8	～	R7.3.23	4.5か月	保険契約者・発注者が行った損害保険契約8件及び経済産業省の国家備蓄管理委託事業の受託者である独立行政法人工エネルギー・金属鉱物資源機構が行った損害保険契約に関し、令和6年10月31日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、国立研究開発法人産業技術総合研究所の契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年9月19日15要領第39号)の別表第2第6号(独占禁止法違反行為)に該当するため。